



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年 2月17日火曜日 第2647号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課)81
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課)82
指定居宅サービス事業者の指定.....	(")82
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(")82
介護老人保健施設の開設の許可.....	(")82
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(")83
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	(中予地方局管理課)83
道路の区域変更（県道大平砥部線）.....	(")83
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	(")83
道路の区域変更（県道久米垣生線）.....	(")84
道路の供用開始（県道久米垣生線）.....	(")84
道路の供用開始（県道高茂岬船越線）.....	(南予地方局愛南土木事務所)84
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	(南予地方局大洲土木事務所)84
道路の区域変更（県道俵津三瓶線）.....	(南予地方局西予土木事務所)85
道路の供用開始（ " ）.....	(")85
医師の指定.....	(身体障害者更生相談所)85
指定医師の所在地の変更.....	(")85
指定医師の辞退の届出.....	(")86

公 告

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託..... (警察本部会計課)86

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... (監査事務局)87

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第154号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フジ南久米店	松山市南久米町538外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,427㎡	2,954㎡	平成27年 10月10日	平成27年 2月9日
		駐車場の位置及び収容台数	107台	136台		
		駐輪場の位置及び収容台数	97台	109台		
		荷さばき施設の位置及び面積	92㎡	139㎡		

	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	34.0㎡	38.3㎡	
--	------------------	-------	-------	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第155号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成27年 2月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100045	社会福祉法人松山市社会福祉事業団	愛媛県松山市若草町8番地2	野 志 克 仁	保育所等訪問支援	松山市児童発達支援センターひまわり園	愛媛県松山市水泥町368番地1	平成27年 1月1日
3850100516	株式会社ヒューマンネット	香川県高松市木太町42番地8	鎌 倉 美智代	放課後等デイサービス	ピーターパン3	愛媛県松山市和泉北2丁目2番18号	平成27年 1月1日

○愛媛県告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 2月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社オオノカンパニー	訪問介護わらべ	愛媛県伊予郡砥部町川井872番地	平成27年 1月16日	訪問介護

○愛媛県告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 2月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社オオノカンパニー	訪問介護わらべ	愛媛県伊予郡砥部町川井872番地	平成27年 1月16日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成27年 2月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護老人保健施設の開設者の 名称又は氏名	介護老人保健施設		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人光風会	介護療養型老人保健施設エバグリーン		平成27年 1月 1日	介護老人保健施設

○愛媛県告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成27年 2月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813400060	特定非営利活動法人バステルくらぶ	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万369番地1	白 川 京 子	生活介護	指定障害福祉サービス事業所バステル工房	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万369番地1	平成27年 1月 1日

○愛媛県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市北吉田町1011番1地先から 同町1011番2地先まで	旧	メートル 14.0～15.1	キロメートル 0.010	
			新	15.1～18.6	0.010	

○愛媛県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町上原町275番1から 同町上原町81番2地先まで	旧	メートル 10.3～22.8	キロメートル 0.125	
			新	16.2～25.4	0.125	

○愛媛県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予市双海町上灘字小谷尻甲621番1地先から 同町上灘字竹ノ下甲692番2地先まで	旧	メートル 4.0～11.5	キロメートル 0.185	
			新	8.9～18.6	0.185	

○愛媛県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目844番5地先から 同市古川南三丁目1220番1地先まで	旧	メートル 5.5～21.0	キロメートル 0.179	
			新	5.5～21.0	0.179	

○愛媛県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目1209番1地先から 同市古川南三丁目1220番1地先まで	平成27年 2月17日

○愛媛県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町下久家26番2から 同町久家900番1まで	平成27年 2月17日

○愛媛県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表乙368番4から 同町北表乙368番15まで	旧	メートル 3.6～31.6	キロメートル 0.179	
			新	15.8～167.1	0.175	
"	"	喜多郡内子町北表甲731番から 同町北表甲911番2まで	旧	3.7～18.8	0.412	
			新	10.2～82.4	0.420	

○愛媛県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	依津三瓶線	西予市明浜町依津4番耕地164番1地先から 同町依津4番耕地166番2地先まで	旧	メートル 4.0~5.0	キロメートル 0.050	
		西予市明浜町依津4番耕地162番2から 同町依津4番耕地166番4まで	新	8.0~9.0	0.050	

○愛媛県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	依津三瓶線	西予市明浜町依津4番耕地162番2から 同町依津4番耕地166番4まで	平成27年 2月17日

○愛媛県告示第169号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
音 声 、 言 語 機 能 障 害	脳神経外科	社会福祉法人石川記念会HITO病院	篠原直樹	四国中央市上分町788番地1	平成27年 2月1日
肢 体 不 自 由	外 科	愛媛県立新居浜病院	堀内淳	新居浜市本郷3丁目1番1号	平成27年 2月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	有光英治	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成27年 2月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	市立宇和島病院	西川真弘	宇和島市御殿町1番1号	平成27年 2月1日

○愛媛県告示第170号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
白石雅裕	愛媛県立三島病院	四国中央市中之庄町1684-2	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5番5号	平成22年 4月1日
澤井尚樹	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1-5	平成27年 1月1日
川田晃弘	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1-5	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成27年 1月1日

○愛媛県告示第171号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	山 本 吉 浩	東温市横河原366番地	平成26年 12月 4日
聴覚・平衡・音声、言語機能障害	耳鼻いんこう科	岸耳鼻咽喉科医院	岸 久美昭	四国中央市金生町下分870 - 1	平成27年 1月 8日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市若草町 7番地（交通管制センター）ほか
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度、平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係
〒790 - 8573
愛媛県松山市南堀端町 2番地 2
電話 （089）934 - 0110

(2) 入札書の受領期限

平成27年 3月30日（月）午前10時00分

(3) 事前提出書類（入札書のほかに提出する書類）の受領期限

平成27年 3月20日（金）午後 5時15分まで

(4) 開札の日時及び場所

平成27年 3月30日（月）午前10時00分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered :
Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Sub center ,1 set
- (2) Time limit of tender : 10:00 a .m . 30 March 2015
- (3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Finance Division , Administrative Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
Tel 089 934 0110

監 査 公 表

○公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年 2月17日

愛媛県監査委員 佐伯 満 孝
同 戒 能 潤之介
同 徳 永 繁 樹
同 山之内 芳 夫

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
医 療 対 策 課	平成25年 8月30日

（監査の結果）

看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
22年度、23年度及び24年度	2者	1,422,000	平成24年度決算による

（措置の内容）

看護職員修学資金貸付金償還金について、債務者に経済的余裕がないため、平成22年度要返還分384,000円（A債務者の半年賦2回分）、平成23年度要返還分564,000円（A債務者の半年賦2回分及びB債務者の半年賦2回分）及び平成24年度要返還分474,000円（A債務者の半年賦2回分及びB債務者の半年賦1回分）の未収金が生じているものであり、償還指導に努めているが平成24年度中には償還されなかった。

A債務者については、平成24年度には直接本人と面談し、返還方法について相談に応じていたが、平成25年11月頃から本人と連絡が取れなくなっている。平成25年度も引き続き本人及び保証人への電話、文書による催促を実施したところ、平成25年12月に本人から電話で関係書類の送付依頼があり、書類を送付したが、これ以降再び連絡が取れなくなっている。

B債務者については、債務者の経済事情から分納を希望していたため、平成25年10月に必要書類を郵送したが未だ返答がない。（11月に状況確認の連絡をしたが、書類がないためもう少し待ってほしいとの返答があったところ。）

今後も本人及び保証人に対して電話及び書類による催促を行うほか、本人及び保証人の状況を確認し、早期の納付を働きかけたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
障 害 福 祉 課	平成25年 8月21日

（監査の結果）

収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
19年度及び20年度	1者	340,000	平成24年度決算による

（措置の内容）

平成25年 8月に県外の本人宅を訪問し、返納意思を確認したところ、少額であれば継続して返納可能との申出があり、毎回納付可能な額を確認のうえ継続して納付させており、平成25年度末での収入未済額は329,000円となっている。

引き続き、本人の状況を確認し納付を促すとともに、早期の返納を働きかけていく。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
経 営 支 援 課	平成25年 8月 9日

（監査の結果）

1 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

（高度化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	0	958,942,530	958,942,530	金額は各年度の決算による
23年度	0	958,942,530	958,942,530	
差引増減	0	0	0	

（繊維工業構造改善資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	0	206,335,949	206,335,949	金額は各年度の決算による
23年度	0	206,868,933	206,868,933	
差引増減	0	532,984	532,984	

（設備近代化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	0	5,380,000	5,380,000	金額は各年度の決算による
23年度	0	5,380,000	5,380,000	
差引増減	0	0	0	

（施設共同化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	0	9,322,779	9,322,779	金額は各年度の決算による
23年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

（措置の内容）

高度化資金貸付金償還金については、貸付先であるC社は、平成24年 5月30日に管轄の地方裁判所において、民事再生手続終結の決定が確定したことから連帯保証人からの回収に努めたが、平成25年度は回収できず、収入未済額は958,942,530円となっている。引き続き、財源の一部を借り受けている独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と協調しながら適切な債権管理に努めたい。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、平成24年度末の収入未済額は3組合206,335,949円であったが、平成25年度には1,425,765円を回収した。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら適切な債権管理に努めたい。

設備近代化資金貸付金償還金については、平成24年度末の収入未済額は、1企業5,380,000円であったが、平成25年度は分割償還誓約書に基づき、200,000円を回収した。今後とも、関係金融機関と連携して事業再生を支援しながら適切な債権管理に努めたい。

施設共同化資金貸付金償還金については、貸付先の組合は既に解散しており、平成15年度以降回収できず9,322,779円は残ったままととなっている。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら適切な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	平成25年 8月20日

(監査の結果)

住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	1,314,645	34,875,623	36,190,268	金額は各年度の決算による
23年度	1,353,410	33,522,213	34,875,623	
差引増減	38,765	1,353,410	1,314,645	

(措置の内容)

平成24年度末時点における住宅貸付損害金(115名36,190,268円)の退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、平成25年度中に4名から計614,528円の入金(うち3名は全額納付し、計574,528円の入金。1名は分割納付し、40,000円の入金。)があったため、112名35,575,740円となった。

また、時効10年を経過し、かつ、所在不明等により回収困難な債権6件3,950,116円について、議会の議決を経たうえで、権利を放棄し、不納欠損処分を行ったため、最終的な過年度分未収金については106名31,625,624円となった。

なお、新たに提訴した明渡訴訟により退去した者への住宅貸付損害金3名404,231円が発生し、催告通知等回収に努めたが、結果的に入金等を得ることができず、平成25年度末現在で住宅貸付損害金は、109名32,029,855円となった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	404,231	31,625,624	32,029,855	
24年度	1,314,645	34,875,623	36,190,268	
差引増減	910,414	3,249,999	4,160,413	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成25年 7月24日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	1,002,581	3,406,043	4,408,624	金額は各年度の決算による
23年度	1,778,319	2,528,422	4,306,741	
差引増減	775,738	877,621	101,883	

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	1,002,581	3,406,043	4,408,624	金額は各年度の決算による
23年度	1,778,319	2,528,422	4,306,741	
差引増減	775,738	877,621	101,883	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	1,573,286	5,076,834	6,650,120	金額は各年度の決算による
23年度	1,121,801	4,501,477	5,623,278	
差引増減	451,485	575,357	1,026,842	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	149,994	1,535,664	1,685,658	金額は各年度の決算による
23年度	116,662	1,567,764	1,684,426	
差引増減	33,332	32,100	1,232	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額4,408,624円に対し、258,000円の納入があったが、平成25年度償還分1,892,537円が未納となったことから、平成25年度末現在の収入未済額は6,043,161円となっている。

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、家庭訪問や電話、文書等により返還指導を行い、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど納期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状及び催告書の送付、借主(連帯借主)又は連帯保証人への電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けの依頼や、連帯保証人自身からの償還など、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額8,335,778円に対し、680,569円の償還(償還率8.2%)となっており、滞納者37名中10名が完済し、15名から一部納入を得ることができた。

しかしながら、県内景気回復の足取りの遅れや借主の疾病等により、生活に困窮し償還できない者が多くなっており、平成25年度収入未済額は9,485,119円(現年度分1,829,910円、滞納繰越分7,655,209円)となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成25年 7月26日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	100,434,954	250,265,072	350,700,026	金額は各年度の決算による
23年度	111,669,993	329,160,810	440,830,803	
差引増減	11,235,039	78,895,738	90,130,777	

(措置の内容)

平成25年度現年課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン(啓発活動、コンビニ収納の実施等)や口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めたほか、「個人住民税徴収確保プロジェクト」における特別徴収の実施に向けた事業所訪問等の働きかけを継続して行った結果、出納閉鎖時の未収金は85,817,667円となり、前年度に比べて14,617,287円減少した。

平成25年度の滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分等の促進、局独自文書催告などを実施し、滞納整理に努力したほか、本局管内において県・市町職員の相互併任による滞納案件に係る徴収確保等に取り組んだことなどにより、平成25年度に繰り越した未収入金350,700,026円が平成26年3月31日現在で196,159,770円に減少した。

これらの取組の結果、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、平成24年度末の350,700,026円から、平成25年度末には281,977,437円となり、68,722,589円、19.60%の減少となっている。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	85,817,667	196,159,770	281,977,437	平成26年 5月31日現在
24年度	100,434,954	250,265,072	350,700,026	
差引増減	14,617,287	54,105,302	68,722,589	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成25年 7月16日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	104,600	931,000	1,035,600	金額は各年度の決算による
23年度	0	1,875,300	1,875,300	
差引増減	104,600	944,300	839,700	

(措置の内容)

平成24年度から平成25年度に繰り越された1,035,600円については、平成25年度中に行った督促及び敷金充当により、88,700円減少し、946,900円となった。

また、平成25年度末に新たに発生した収入未済額158,400円については、出納閉鎖後の粘り強い督促等により、79,000円に減少している。

この結果、平成26年7月25日現在の収入未済額は、1,025,900円となっている。

今後とも、粘り強く督促を続け、収入未済額の縮減及び納期限内の収入確保に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	158,400	946,900	1,105,300	平成26年 5月31日現在
24年度	104,600	931,000	1,035,600	
差引増減	53,800	15,900	69,700	